

首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更の認可申請について（６回目）

1. 日 時

令和7年6月12日（木） 10：30～11：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

鉄道局：尾崎旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 事務局から、首都圏新都市鉄道株式会社（以下「TX」という。）からの鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請に係るこれまでの審議における論点について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 開業から20年を迎え、鉄道施設を更新するとのことだが、他社では一定程度準備したものの、賄えないことから、運賃改定を申請したと聞いているところ、TXは積立金など事前の準備を行ってきたのか。
また、ホームドアの更新に関し、都営三田線の例を挙げて20年程度で更新するとの説明があったが、他社においても20年程度で更新しているのか。
 - ② 車両を更新するとのことだが、現有車両について廃車、売却などの計画について説明頂きたい。
 - ③ 売上高に対する人件費の比率に関し、TXは関東の同業他社と比較しても低さが際立っている。他に同じような水準の事業者はいるのか。
 - ④ 年齢構成が若いため、一人当たりの賃金が低いとのことだが、賃金自体低く設定されていないか。仮にそうだとすれば、わが国全体で人材不足の状況であり、処遇改善について真剣に考えなければならないのではないか。
 - ⑤ 配当所要額（適正利潤）に関し、中小民鉄の収入原価算定要領の制定時において額面50円に対し5円程度の配当があることから、資本金の10%としているとのことだが、実際の資本金の水準から見ると配当は異なる数字となるとのこと

あり、現状、資本金に対し 10%を乗じるのは適切ではないということか。

- ⑥ 申請における収入と原価は平年度での推計をしており、適正利潤についても同様であるが、どの程度の適正利潤を認めるかは平年度以降の状況も勘案してもよいという考えか。
- ⑦ 今回は大手とも中小とも言い難い案件であり、収入原価算定要領の適用について大手民鉄等、中小民鉄、またはそれ以外の選択を行うのか、検討が非常に難しいものだったことから、諮問の前段階でもう少し検討を深められたい。
- ⑧ 今回はT Xの実態と中小民鉄の収入原価算定要領に大きな乖離があり、配当をしないのに配当所要額が多額であることが一番大きな論点である。資本に対して、適正な報酬が支払われる必要があるとの説明もあり、沿線人口や輸送人員も増えていることから、実態に合わせて配当するようなことがあってもよいのではないか。

等の質問があった。

○ これに対し、鉄道局からは、以下の回答があった。

- ① 鉄道施設の建設費が多額であり、毎年約 200 億円の債務償還を行っていることから、必要な資金確保の余裕がなかったと考えられる。
ホームドアの耐用年数は 20 年程度で設定されており、長く使用しても 30 年程度と考えられる。
- ② 直ちに全車両を廃車にするのではなく、主要な部品を取り換えながら現有車両を使用していく。また、8 両編成化に備え、車両の増備も進めていく。
- ③ 資料は関東の大手民鉄等事業者との比較を示したものである。それ以外にT Xと同水準にある事業者については、今この時点では思いつかないところ。
- ④ 人材不足の点において、社員を募集しても思うように集まらない状況にある。事業者としてはソフト面、ハード面含め待遇改善に真剣に取り組むことが必要である。
- ⑤ 10%という数値が適切ではないという意味ではない。かつて額面 50 円に対して 5 円配当する程度の資金を確保する必要があるという考え方のもと、設定されたものであり、鉄道事業を維持するために必要な水準であるとする事業者もいることから、個別に考えていく必要がある。今回はこの箇所について、大手民鉄等の収入原価算定要領を適用して試算したところである。
- ⑥ 今回は必要な設備投資額が大きく膨らんでおり、平年度においても必要な資金であるが、適正利潤をどの程度認めるかは、鉄道事業を継続的に維持するために考慮すべきものとする。
- ⑦ 今後同様の事案が発生した際には、審査において定められた方法だけではなく、事業者の背景、経緯など置かれた状況をより一層踏まえて考えていきたい。
- ⑧ 配当所要額（適正利潤）は、経営の結果の部分でもあり、その用途については様々な選択肢があってもよいと考える。設備投資など先々のことを考慮しなければ

ならないという判断もあれば、出資者に還元するということも考えられる。
等の回答があった。

- 令和7年4月24日(木)、5月13日(火)、同月20日(火)、同月27日(火)、
6月10日(火)及び本日の審議並びに6月5日(木)の現地視察を踏まえ、委員
相互間で討議を行った結果、首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上
限変更認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議
会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。